

年に1度の注射をお忘れなく

狂犬病予防集合注射を実施

4月9日(水)から市内の各地区を巡回し、狂犬病予防集合注射を実施します。生後91日以上の子犬は、生涯に1回の登録、毎年1回の狂犬病予防注射を受けることが義務付けられています。ぜひ、この機会をご利用ください。

各地区で集合注射を実施

日程表(Ⅱ左表)の通り、狂犬病予防集合注射を実施します。

既に登録のある犬の飼い主

◆手数料
狂犬病予防注射：3700円
(注射料3150円、注射済

には、3月中に案内通知を送付しました。予防注射を受ける際はご持参ください。

票交付手数料550円
新規登録：3000円

◆注意事項

- 会場には、必ず犬を抑えらる人が連れて来てください。
- 犬の体調により、注射を受けられない場合があります。
- 事前に手数料の準備をお願いします。
- ふんをした場合は必ず持ち帰るようにしてください。

動物病院で予防注射を受ける場合

動物病院で予防注射を行

い、注射済証明書を環境生活課(市役所1階)または野栄総合支所に持参し、注射済票などの交付手続きを行ってください。

なお、「八日市場動物病院」、「いづら動物病院」、「わたるペットクリニック(旭市)」では、狂犬病予防注射を行った際に、その場で交付手続きができます。

※市から送付した案内通知をお持ちください。

環境生活課環境班

☎73・0088

◆集合注射の日程・場所

	日時	場所
4月9日(水)	9時～9時30分	山里コミュニティセンター
	9時45分～10時15分	荒場地区コミュニティセンター
	10時30分～11時	上野里コミュニティセンター
10日(木)	9時～9時30分	粉内コミュニティセンター
	9時45分～10時15分	平和コミュニティセンター
	10時30分～11時	林崎協同館
11日(金)	11時15分～11時45分	大谷中コミュニティセンター
	9時～9時30分	樺海コミュニティセンター
	9時45分～10時15分	水神社(公園)
15日(火)	10時30分～11時	樺区宿コミュニティセンター
	11時15分～11時45分	飯塚区民館
	9時～9時30分	大寺農村協同館前
16日(水)	9時45分～10時15分	内山公民館跡
	10時30分～11時	匝瑳コミュニティセンター
	11時15分～11時45分	生尾コミュニティセンター
17日(木)	9時～9時30分	保健センター玄関前駐車場
	9時45分～10時15分	仲町コミュニティセンター
	10時30分～11時	中台コミュニティセンター
18日(金)	11時15分～11時45分	田久保コミュニティセンター
	9時～9時30分	飯高仲台コミュニティセンター
	9時45分～10時15分	飯高コミュニティセンター
22日(火)	10時30分～11時	吉田コミュニティセンター
	11時15分～11時45分	東コミュニティ集会所跡
	9時～9時30分	時曾根コミュニティセンター
23日(水)	9時45分～10時15分	飯倉台コミュニティセンター
	10時30分～11時	米倉コミュニティセンター
	11時15分～11時45分	東栢田コミュニティセンター
24日(木)	9時～11時	野手弁天池農村公園
	9時45分～10時15分	堀川西コミュニティセンター
	10時30分～11時	堀川和田コミュニティセンター
25日(金)	11時15分～11時45分	新堀浜コミュニティセンター
	9時～9時30分	八軒浜コミュニティセンター
	9時45分～10時15分	今泉浜コミュニティセンター
25日(金)	10時30分～11時	堀川浜コミュニティセンター
	11時15分～11時45分	東栢田コミュニティセンター
	9時～11時	そうさ記念公園駐車場
25日(金)	9時～11時	のさか花の広場駐車場

不妊・去勢手術費用の助成



市では、犬・猫の不妊および去勢手術に係る費用の一部を助成しています。

◆対象者

次の①～③のすべてを満たす人が対象です。

- ①手術を受けた犬・猫の飼い主が市内に居住していること
- ②狂犬病予防法に基づく登録が済んでいること(犬の場合)
- ③市税および国民健康保険税に未納がないこと

◆助成金額

5000円(世帯当たり同一年度内に1匹限り)

◆申請方法

手術を受けた年度の3月31日までに、申請書に次の書類を添えて環境生活課(市役所1階)または野栄総合支所まで提出してください。

必要書類

- 手術代の領収書
- 振込口座を確認できる書類(通帳など)

申請環境生活課環境班

☎73・0088

結婚新生活応援事業補助金 新婚世帯を応援します

市では、子育て世代を経済的に支援するため、結婚新生活応援事業補助金を交付しています。



◆対象者

夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下で、令和7年3月1日(土)から8年3月31日(火)までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
※この他にも、夫婦の所得の合算額が500万円未満であることなどの要件あり。

◆補助対象経費

令和7年4月1日(火)～8年3月31日(火)に支出した次の費用に対して補助します。

- 住居費…住宅の取得費や賃料、敷金、礼金など
- 引っ越し費用…運送業者などへ支払った費用
- リフォーム費用…住宅機能の維持・向上を図るために行う修繕、増築、改築などの工事費用

◆補助金額

補助対象経費の実費負担分として、夫婦共に29歳以下の場合は60万円、その他の場合は30万円
※予算に限りがありますので、申請前に下記までお問い合わせください。その他の要件や申請方法など、詳細は市ホームページをご覧ください。



◀詳細はこちらから

申問企画課まちづくり戦略室 ☎73-0081

75歳以上の高齢者の移動支援に タクシー利用券を交付

市では、運転免許証を持たない高齢者に対して、タクシー利用料金の一部を助成する「地域交通利用券(タクシー利用券)」を交付します。

◆対象者

申請時に次の①～⑤のすべてを満たす人が対象です。
①市内に居住し、かつ住民基本台帳に登録されている75歳以上の人
②自動車やバイクなどの運転免許証の交付を受けていないこと

申請時に次の①～⑤のすべてを満たす人が対象です。

◆助成金額

利用券は1枚500円分で、1カ月に付き3枚を交付します(最大36枚)。
※料金を超えない範囲で複数枚使用できます。デマンド型交通の利用料金を支払う際に

- ③市の福祉タクシー利用券や外出支援サービス利用券の交付を受けていないこと
- ④生活保護法による保護を受けていないこと
- ⑤市税および国民健康保険税に未納がないこと

は使用できません。

◆有効期限

令和8年3月31日(火)

◆申請方法

環境生活課(市役所1階)または野栄総合支所に、対象者の氏名・住所・生年月日を確認できるもの(マイナンバーカードや後期高齢者医療被保険者証など)を持参し、手続きしてください。
※資格要件の確認のため対象者本人の同意が必要。

◆使用可能なタクシー会社

八日市場タクシー、ササモト、干潟タクシー

申問環境生活課市民協働班

☎73-0088

脱炭素のすすめ

Vol.12

「公用車として電気自動車を導入」

令和7年2月から電気自動車5台を公用車として導入しました。

市では、脱炭素先行地域計画に基づき、さまざまな取り組みを進めていますが、その一環として電気自動車を導入し充電設備を整備しました。電気自動車はガソリンを使用しないため、走行時は二酸化炭素を排出しません。将来的には、充電する電気を再生可能エネルギー由来のものに切り替えることにより、さらなる脱炭素化が進みます。今回導入した車両のドアには「脱炭素先行地域」のロゴが入っており、各課の業務で市内外を走ることで多くの人に脱炭素化の取り組みをPRできます。今後は老朽化した公用車を更新する際に順次、電気自動車の導

市では、令和5年11月に環境省の脱炭素先行地域に選定されたことを受け、令和6年度から新たに「ゼロカーボン推進課」を設置しました。このコーナーでは脱炭素社会の実現に向け、さまざまな情報を発信していきます。

☎ゼロカーボン推進課 ☎73-0019



公用車として導入された電気自動車

入を進めていきます。

また、電気自動車の導入だけでなく市が行っている他の事業についても、計画的に二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減を図っていきます。